

## 会 議 録

会 議 名	平成26年度第2回文化財保護審議会
事 務 局	生涯学習課
開催日時	平成26年8月20日（水） 午前10時から午後0時30分
開催場所	江戸東京たてもの園会議室
出席者	出席委員 5人 田中委員（委員長）、二宮委員（副委員長）、福嶋委員、孤島委員、伊藤委員 東京都生活文化局 磯山課長・寺倉主任 （公財）東京都歴史文化財団 小林課長・早川学芸員 事務局職員 石原課長・伊藤主事・高木主事
傍聴の可否	◎可・不可・一部可 傍聴者：0名
不可の理由	

## 会 議 次 第

### 会議内容

#### 報 告

- 1 玉川上水・小金井桜整備活用計画について
- 2 玉川上水・小金井桜整備活用計画（人道橋）について

#### 議 題

江戸東京たてもの園建築物の指定について（資料1～4）

#### 視察

江戸東京たてもの園建築物

#### 次回の会議日程

平成26年11月5日（水）10：00開始

#### 配布資料

- 資料1 江戸東京たてもの園の概要
- 資料2 リーフレット「武蔵野郷土館案内（復刻版）」
- 資料3 「江戸東京たてもの園だより」第41号
- 資料4 小金井市有形文化財に指定を要請する理由

## 会 議 結 果

(要点筆記)

### 1 報 告

#### 報告1 玉川上水・小金井桜整備活用計画について

(事務局：伊藤) 今年度から市主導で整備を実施していく。今年度の計画は梶野橋から関野橋間の上流側約150mを整備区間とした。文化庁の現状変更許可を得るに当たり、都教育庁からは、市独自の計画であるためモデル区間整備(都事業)と同様である必要はなく、さらには事前に専門家の意見が必要である旨が伝えられた。そこで、これまでも小金井桜の検証に携わっていただいた東京農工大学名誉教授亀山章先生を、文化財保護審議会の臨時委員に選任した。7月9日に亀山先生と都教育庁職員に同行いただき、計画地の整備方法について検討した。その結果、比較的桜並木が良好な右岸側は欠損部分に対して補植を行い、五日市街道が並走する左岸側は弱った桜樹が目立ちモデル区間並みに補植する方針となった。今年度は上流域、平成27年度が中流域、平成28年度は下流域と、三箇年の計画で整備していく。今年度は既存桜樹付近の雑木伐採を行い、左岸16本・右岸2本、計18本のヤマザクラを補植する。これまで通り、補植用のヤマザクラは市民団体から本市が購入し、都教育庁へ提供・補植してもらおう。以上の整備計画を、9月25日に近隣の住民に対し説明会を開き、11月から翌年1月にかけて雑木伐採と桜樹補植の作業を進めていく。

(田中会長) 左岸側の現況と雑木伐採の予算について補足してほしい。

(事務局：伊藤) 左岸側は、雑木が繁茂し桜樹を被圧している。桜樹の生育環境も不良で衰えが見受けられ、五日市街道に迫り出した樹枝は交通障害をもたらしている。補植を進めて世代更新していく方向が望ましいということになった。なお、補植場所はフェンスの内側とし、既存の桜樹の生育に影響の少ない離れた位置に植えていく。雑木伐採は都水道局に依頼しているが、都側の予算措置はできていると報告を受けた。

(福嶋委員) 臨時委員を委嘱した理由について問う。

(石原課長) これまで、都水道局の玉川上水整備活用計画の策定委員や、小金井市の玉川上水・小金井桜の整備活用計画策定委員として関わっていただいている経過から臨時委員に委嘱した。

#### 報告2 玉川上水・小金井桜整備活用計画(人道橋)について

(事務局：伊藤) 8月中旬から既存の歩道橋撤去に向けた作業を開始した。撤去後に架設する人道橋は、フィーデンレール橋を採用したつくりとなる。別途発注していき来年3月までには完成させる予定である。

<以後、東京都生活文化局職員、東京都歴史文化財団職員が同席>

議題 江戸東京たてももの園建築物の指定について

(小林課長) はじめに江戸東京たてももの園の概要を申し上げる。(資料1参照) 江戸東京博物館分館「江戸東京たてももの園」は、現地保存が不可能な文化的・歴史的価値の高い建造物を移築・復元し、保存・展示することにより、貴重な文化遺産として次代に継承することを目的に、平成5年に設立された野外博物館である。館の運営は、(公財)東京都歴史文化財団、鹿島建設総合管理(株)及びアサヒビール(株)の共同連合体が指定管理者として8年間委託されている。収蔵建物30棟と武蔵野郷土館から引継いだ約2万6千点の資料を収蔵し、復元建造物の内部では生活民俗資料の展示を行うとともに、町並みを再現し、東京の歴史や生活文化の理解を深める展示を行っている。

この他、企画事業や年間来園者数、学校連携、地域連携、友の会を説明  
武蔵野郷土館の概要を説明

次に本園の歴史的経緯について申し上げる。本園の前身である武蔵野郷土館(以下、郷土館と略称)は昭和29年に小金井公園と同時に開館した。郷土館時代に移築・復元された建造物は、旧光華殿、奄美の高倉、伊達家の門、吉野家、天明家、鍵屋である。

(磯山課長) 江戸東京たてももの園建造物を市指定文化財に指定要請する理由と経緯を申し上げる。従来寛容であった建築指導行政が、耐震基準を満たさない偽装事件等を契機に厳格化されてきている。デ・ラランデ邸復元によって江戸東京たてももの園内全30棟の復元が完了したが、多摩建築指導事務所から違反状態の解消を求められた。ただし、古い建造物を新基準に適合させるには、大規模な改修を要するため、文化的価値が失われてしまう。全国の民家園等で対応できていないのが現状である。その中で、川崎市に所在する日本民家園の建造物は、国・県・市指定されている。都も同様に文化財指定を行い、建築審査会の同意を得て、建築基準法適用除外処置(法第3条1項3号)を目指したい。

当該建造物を市指定文化財にするメリットは、文化都市としての市のイメージアップ、補助金・取得費や維持管理費の費用負担がない、が挙げられる。また、文化財指定による文化財的価値の上昇効果、立入不許可建造物への立入可能によって江戸東京たてももの園の魅力が向上し、小金井市への来訪者数の増加が見込まれる。都のメリットは、法令順守、江戸東京たてももの園の魅力向上による入園者数の増加である。

都教育庁では、園内建造物の一部が都指定にする計画がある。

(田中会長) 園内建造物は全て都指定にしていく計画ということか。

(磯山課長) 全指定ではないと伺っている。

(田中会長) 市内への来訪者増加と述べられたが、江戸東京たてももの園を利用するために、武蔵小金井駅・東小金井駅を利用する客・通る人を把握することは

きるのか。また、来園者数の内訳で小金井市民とカウントされているのか。どれだけ増加したのかを集計・把握することは困難である。

(弧島委員) 小平市・花小金井駅方面から訪れる客もいるはず。

(磯山課長) 入園者が増加すれば比例して市内・市外からの客が増えることが想定できるが、明確な数字を示すことは難しい。

(弧島委員) 市民には建築基準法適用除外等はわからないと思う。市へのメリットが提示されたが、郷土史の観点から活用方法を含めて市はどう考えているのか。

(福嶋委員) 同意見になるが、これまで市の歴史に深く関連する資料を指定してきた。市民の方々は、市に関係のない建物を指定することに疑問を抱くと思う。

(石原課長) 郷土館時代から市民に親しまれていた引継資料の存在は市と関係がある。また、例えば文化財巡りの経路への取入れと、その際の入園料の減免の配慮があれば市民へのメリットに繋がるのではないかと。市指定文化財及び江戸東京たてもの園を知る機会が増え相乗効果が期待できる。

(伊藤委員) 郷土館時代に移築された建造物は50年経過しているため指定できる。ただし、江戸東京たてもの園開園以降に移築されてきた建造物は、都の基準のもとで移築されてきており都で指定することが好ましい。都から、都指定の前段階の市指定という前提説明をいただかないと市は動きにくい。

(弧島委員) 活用や効果を想定することも重要であるが、まずは市が指定に向けた具体的な方針を明確にしていくことが必要である。

(石原課長) 市民が親しみを感じる建造物は郷土館時代のものであり、指定対象に成り得るのではないかと。可能な案件から指定していき、さらに江戸東京たてもの園以降に移築された建造物に関しては、市民の反応・愛着の高まりや調査結果によって随時指定していく方針が良い。

(伊藤委員) 段階的に指定していく方法がいいだろう。建造物のそれぞれの特徴を鑑みれば都に重要な財産との見方ができ、最終的には都指定が望ましい。

(磯山課長) 都教育庁は基準のもとで園内の建造物を全指定することは現状では難しい。そのため、まずは市で指定していただきたい。

(福嶋委員) 単に歴史的価値があるから指定するのではなく、今後は広い視野を持って市にとって指定に値するものなのかどうか等、指定に向けた市の考え及び道筋の整理が求められる。

(弧島委員) 光華殿も市民には馴染みのある建物であるが、指定対象に成り得るか。

(小林課長) 建築基準法に合格し耐震基準は満たしている。

(事務局：伊藤) 有形文化財ないしは史跡対象になる可能性はある。

(田中会長) 市民は郷土館をどれほど記憶されているのか。

(石原課長) 年齢が30代以上の方なら小学生の時に見学しているので、おおむね知っている。

(田中会長) そこまで地域と密接な関係であったことは知らなかった。市民と郷土館の関係性を理解した。

(弧島委員) 本件は、文化財指定の根幹である「在地主義」を前面に出すことが

市民の理解を得る大きな理由になるのではないか。

(田中会長) 立川市では他市から移築されてきた建造物を早い段階で指定しているが、同市に比べれば、郷土館時代の建造物は小金井市の生活・文化に十分根付いていると言える。

(福嶋委員) 園内の建造物指定への理由は、これまでの説明でようやく見えてきた。そこで市の姿勢を明確にすべき。あるところ(その自治体)でしか指定できないことが重要で強調すべき点であり、市が保護・保存していきたいという筋を一本通せば良い。その上で、今回の指定対象はどれ位になるのか問う。

(石原課長) 郷土館時代のものが対象になると5棟である。

(田中会長) では、まずは郷土館時代の建造物を指定していく方向で議論していく。

<視察主旨を説明後、江戸東京たても園建築物を視察>

(福嶋委員) 生活文化局による説明等、初めての見解が多いので、事務局はしっかりとまとめた上で整理しなければならない。

(伊藤委員) 早川学芸員による(視察時における)各建造物の移築背景の説明は大いに参考になった。市指定の理由の材料として、早川学芸員の説明を文章化することを進める。

(田中会長) 近代建築は指定が難しいのでは。

(石原課長) 幅広く解釈できるような理由付けが求められる。

(伊藤委員) 郷土館時代限定にするのではなく、例えば「茅葺き建造物」一括等、種別で関連付けをする方法もある。

(福嶋委員) 「郷土館時代」の建造物を手始めに指定していき、段階的に指定を実施していく方が良い。

(弧島委員) そこには市主体の方針が絶対条件である。

(事務局：伊藤) 教育委員会への諮問文を作成していいか。

(石原課長) 諮問文作成前に委員に案を渡す。

(福嶋委員) そのためには、これまでの経緯を整理することが大事である。

(石原課長) 他の市の事例は東京都歴史文化財団に依頼したい。東京都歴史文化財団と本市で協力して作成していく。

以 上